

国民健康保険に加入している皆さんへ

# 国民健康保険高年齢受給者証などの 更新のお知らせ

## 国民健康保険

### 高年齢受給者証の 更新について

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高年齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、新しい「高年齢受給者証」を7月下旬に郵送交付します。

「高年齢受給者証」は自己負担割合を示すものですから、医療機関などで受診するときには、保険証と一緒に窓口に提示してください。自己負担割合は平成24年の所得などにより変わる場合があります。

有効期限切れとなった「高年齢受給者証」は市役所困国保年金課または松住民課に返却するか、できない場合はご自分で責任を持って破棄してください。

## 入院や外来の支払いが 限度額までになる認定証を 交付しています

市では、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事代が軽減される認定証を、申請により交付しています。

現在交付されている認定証は7月31日（水）で有効期限切れとなりますので、引き続き対象となる人は申請してください。申請した月の1日から適用となります。

### ● 限度額適用・標準負担額減額認定証

交付対象者は、市民税が世帯で非課税の国民健康保険加入者となります。

医療機関窓口に表示する表1または表2のとおり医療費の自己負担額が限度額までとなり、入院時の

食事代の自己負担額（食事療養標準負担額）が減額されます。

### ● 限度額適用減額認定証

交付対象者は、70歳未満の市民税課税世帯の国民健康保険加入者となります。

医療機関窓口に表示する表2のとおり医療費の自己負担額が限度額までとなります。

- ◎ 申請に必要なもの
- ・ 保険証
- ・ 印鑑

すでに交付を受けている人はお持ちの認定証

※国民健康保険税を滞納している限り限度額適用認定証は交付できない場合があります。

表1 70歳以上の人

区分	基準	自己負担限度額 (月額)	食 事 療 養 標 準 負 担 額 (1食あたり)
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ 国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税の人	24,600円	210円 (160円※1)
	低所得Ⅰ 国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人で、その世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円になる人(年金の所得は控除額を80万円として計算)	15,000円	100円

※1 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合

表2 70歳未満の人

区分	基準	自己負担限度額 (月額) ( )内は多数該当※1	食 事 療 養 標 準 負 担 額 (1食あたり)
上位所得者	基礎控除後の所得が600万円を超える世帯	150,000円+1% ※2 (83,400円)	260円
一般	上位所得者と非課税以外の世帯	80,100円+1% ※2 (44,400円)	
非課税	市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	210円 (160円※3)

- ※1 過去12カ月内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合
- ※2 医療費から一定の額(上位所得者は500,000円、一般は267,000円)を差し引いた金額の1%
- ※3 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合

※原則、1つの医療機関で支払う1カ月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合は、いままでどおり高額療養費の申請が必要な場合があります。

※特例対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります。

※ご不明な点につきましてはお問い合わせください。

問合せ▶**本**国保年金課国保係 (☎内線1113)・**松**住民課税務保険係 (☎内線2160)